

ここは入居者専用の
ごみ置場です。

警告

※入居者以外のごみ捨ては
不法投棄 になります。

違反者は「廃棄物の処理及び清掃
に関する法律」により、**5年以下の
拘禁刑**又は**1千万円以下の罰金**
に処せられます。

追跡調査実施中！

大和市役所環境共生部
資源循環推進課